規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改 正する法律案		
政策の名称		立入検査・措置命令の対象者の拡充		
担当部局·評価者		環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長 関根 達郎 電話番号:03-5521-8344 E-mail:tatsuro_sekine@env.go.jp		
評価第		平成25年3月		
規制の	り目的、内容及び必	要性並びに生じる費用、便益		
目;	的	許可を受けずに特定外来生物を飼養等している者、放出等を行う者、認定 を受けた防除に係る放出を行う者に対して、特定外来生物の回収等を命ず ることにより、生態系等に係る被害を防止する。		
内	容	主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等若しくは放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加する。		
	関連条項	第九条の三、第十条第二項及び第二十条第三項		
必要性		許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、これらの行為は違反行為として罰則の対象となるものではあるが、行為が継続すること又は放出等をされた特定外来生物が放置されることによって生態系等に係る被害が発生するおそれが高い。そのため、これらの行為者に特定外来生物の回収などの措置を命令できるようにすることが必要である。		
費	用			
	遵守費用	野外へ放出した個体の回収を行うこと等の命令の場合は、その遵守に要する費用が発生する。		
	行政費用	基準を遵守状況を確認するための立入検査等の費用と命令を課すための 費用が発生する。		
7	一の他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。		
便	益	許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、当該 特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることができ ることから、生態系等に係る被害を防止することができる。		

想定される代替案 野外に放出した個体の回収を行うこと等の行政指導などを行うことにより、生態系等に係る被害の 防止を図る。 費 用 遵守費用 野外へ放出した個体を回収する場合は、それに要する費用が発生する。 代 替 行政指導などに要する費用が発生する。 行政費用 案 (1) 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響 その他の費用 はない。

代替案では、放出等された個体の回収等が任意であり、命令に替わる措置 も行政指導の範囲であることから、生態系等に係る被害を確実に防止する

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。

ことができない。

行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。

便益:現状又は代替案に比べ、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、生態系等に係る被害を確実に防止することができる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害をより確実に防止することができると考えられる。よって、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

便

益

平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(意見具申)がとりまとめられ、その中で「外来生物法の飼養等管理については、最も件数の多いセイヨウオオマルハナバチにおいて不適切な管理が見られる。このため、特に野外での繁殖を防ぐため、女王蜂の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

|附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備	考				
Ì					

規制に係る事前評価書(要旨)

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案】

-保る攸青の内正に関する伝体の一部を以正する伝体系」						
立入検査・措置命令の対象者の拡充						
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話番号:03-5521-8344 E-mail:tatsuro_sekine@env.go.jp						
平成25年3月						
【目的】許可を受けずに特定外来生物を飼養等している者、放出等を行う者、認定を受けた防除に係る放出を行う者に対して、特定外来生物の回収等を命ずることにより、生態系等に係る被害を防止する。 【内容】主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等若しくは放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加する。 【効果】許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、これらの行為は違反行為として罰則の対象となるものではあるが、行為が継続すること又は放出等をされた特定外来生物が放置されることによって生態系等に係る被害が発生するおそれが高い。そのため、これらの行為者に特定外来生物の回収などの措置を命令できるようにすることにより、生態系等に係る被害を防止することができる。						
代替案①						
野外に放出した個体の回収を行うこと等、行政指導等を行うことにより、生態系等に係る被害の防止を図る。						
代替案②						
*代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成						
費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合				
野外へ放出した個体の回収を行うこと等の命令を受けた場合は、その遵守に要する費用が発生する。	野外へ放出した個体を回 収する場合は、それに要 する費用が発生する。					
基準を遵守状況を確認するための立入検査等の費用と命令 を課すための費用が発生する。	行政指導などに要する費 用が発生する。					
	立入検査・措置命令の対象者の拡充 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話番号:03 平成25年3月 【目的】許可を受けずに特定外来生物を飼養等している者、う者に対して、特定外来生物の回収等を命ずることにより、 【内容】主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、設可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容をした当該特定外来生物の回収等を追加する。 【効果】許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われたの対象となるものではあるが、行為が継続すること又は放出生態系等に係る被害が発生するおそれが高い。そのため、こ令できるようにすることにより、生態系等に係る被害を防止 関連条項 第九条の三、第十条第二項及び第二十名代替案① 野外に放出した個体の回収を行うこと等、行政指導等を行う代替案② *代替案① *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成費用の要素 野外へ放出した個体の回収を行うこと等の命令を受けた場合は、その遵守に要する費用が発生する。 基準を遵守状況を確認するための立入検査等の費用と命令	立入検査・措置命令の対象者の拡充 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話番号:03-5521-8344 E-mail:tats 平成25年3月 【目的】許可を受けずに特定外来生物を飼養等している者、放出等を行う者、認定を受 う者に対して、特定外来生物の回収等を命ずることにより、生態系等に係る被害を防止 「内容】主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等若しくは放出等の勢 可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物 をした当該特定外来生物の回収等を追加する。 【効果】許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、これらの行の対象となるものではあるが、行為が継続すること又は放出等をされた特定外来生物が 生態系等に係る被害が発生するおそれが高い。そのため、これらの行為者に特定外来生 令できるようにすることにより、生態系等に係る被害を防止することができる。 関連条項 第九条の三、第十条第二項及び第二十条第三項 代替案① 野外に放出した個体の回収を行うこと等、行政指導等を行うことにより、生態系等に係 代替案② *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成 費用の要素 (大替案①の場合) 野外へ放出した個体の回収を行うこと等の命令を受けた場 合は、その遵守に要する費用が発生する。 基準を遵守状況を確認するための立入検査等の費用と命令 行政指導などに要する費				

	(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。			
規制の便益	Ć L	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合		
		許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることができることから、生態系等に係る被害を防止することができる。	代替案では、放出等された個体の回収等が任意であり、命令に替わる措置も行政指導の範囲であることから、生態系等に係る被害を確実に防止することができない。			
政策評価の)結果					
(費用と便	益の関係の分析等)	費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 便益:現状又は代替案に比べ、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、生態系等に係る被害を 確実に防止することができる。 発生する費用負担と得られる便益を比較すると、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、我が 国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害をより確実に防止することができ ると考えられる。よって、当該規制は有効である。				
	解その他の関連事項	平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(意見具申)がとりまとめられ、その中で「外来生物法の飼養等管理については、最も件数の多いセイョウオオマルハナバチにおいて不適切な管理が見られる。このため、特に野外での繁殖を防ぐため、女王蜂の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。」とされている。				
レビューを	行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。				
備考						